

チケットは公式サイトで購入しましょう

【事例】

インターネットで検索し、トップに表示されたサイトでコンサートチケットを購入した。公式サイトだと思っていたが、よく見ると海外の転売サイトだった。チケット販売の公式サイトに「公式サイト以外で購入したチケットは無効」と記載があった。心配なので解約したい。



【アドバイス】

公式のチケット販売サイトがインターネット検索で上位に表示されるとは限りません。チケットを購入する前に公式サイトかどうかよく確認しましょう。転売サイトによっては、チケットが定価よりも高く、購入したチケットで入場できないことがあるので注意してください。また、インターネットでの買い物ではクーリング・オフが適用されません。解約や返金に関しては、事業者の利用規約などに従うことになります。



規約をよく確認してください。

【問】消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

カニなどの海産物の電話勧誘トラブルに注意しましょう

【事例】「以前購入してもらったことがある。カニはいかがですか」と自宅に電話があり、断りきれずに注文した。家族に反対されたので注文をキャンセルしたいが、連絡先が分からない。

【アドバイス】これから年末年始にかけて事例のような勧誘電話が増加する恐れがあります。電話勧誘販売のときは、8日以内であればクーリング・オフできますが、販売店の連絡先が分からなければすぐに断ることができません。店名や電話番号を聞き取っておきましょう。宅配便が届いても、連絡先が分からない場合は、荷物の受け取りをいったん保留



し、伝票に書かれた差出人の情報をメモして消費生活センターに相談してください。また、普段から留守番電話に設定し、名乗った相手を確認してから電話に出るようにしましょう。勧誘電話やニセ電話詐欺トラブルを防ぐことができます。



【問】消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）